

尖閣諸島海域での中国漁船領海侵犯事件に関する意見書

去る9月7日午前、尖閣諸島の久場島沖の日本国領海内において、違法操業中の中国漁船が、退去命令を出した第11管区海上保安本部の巡視船に接触した上、逃走を図り、さらに停船命令にも応じずに接触を繰り返す事件が発生したが、9月24日、那覇地方検察庁は、公務執行妨害罪の容疑で逮捕・送検されていた同漁船の船長を処分保留で釈放した。

尖閣諸島は、石垣市に属する我が国固有の領土及び本県の行政区域であることは疑問の余地がないところである。今後、中国が尖閣諸島及び周辺海域の領有権を強硬に主張し、中国漁船が尖閣諸島周辺海域で操業することが予想されるが、そうなった場合、本県及び我が国漁船と中国漁船との間で操業をめぐるトラブルが発生したり、衝突事件が再発するなど、安全な航行が阻害されることが懸念され、県民は不安を感じている。

よって、本議会は、県民及び国民の生命、安全及び領土・海域を守る立場から、今回の政府の措置に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要望する。

記

- 1 尖閣諸島及び周辺海域が我が国固有の領土及び領海であるという毅然たる態度を堅持し、中国政府を初め諸外国に示すこと。
- 2 尖閣諸島周辺海域において、本県及び我が国の漁業者が自由かつ安全に操業・航行できるよう適切な措置を講じること。
- 3 中国政府に対し、今回の事件に関して厳重に抗議するとともに、日中両政府は、冷静な外交を通し再発防止策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年11月29日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 国土交通大臣
農林水産大臣 沖縄及び北方対策担当大臣